

平成18年第3回定例会 壱岐市議会 会議録(第5日)

議事日程(第5号)

平成18年9月22日 午前10時00分開議

日程第1	議案第110号	壱岐市附属機関設置条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第2	議案第111号	壱岐市土地開発基金条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第3	議案第112号	壱岐市国民健康保険条例の一部改正について	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第4	議案第113号	平成18年度壱岐市一般会計補正予算(第3号)	予算特別委員長報告・可決 本会議・可決
日程第5	議案第114号	平成18年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第6	議案第115号	平成18年度壱岐市老人保健特別会計補正予算(第1号)	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第7	議案第116号	平成18年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第8	議案第117号	平成18年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第9	議案第118号	平成18年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算(第2号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第10	議案第119号	平成18年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算(第1号)	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第11	議案第120号	平成18年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算(第1号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第12	議案第121号	平成18年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算(第1号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第13	議案第122号	平成18年度壱岐市水道事業会計補正予算(第2号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第14	議案第123号	平成18年度壱岐市病院事業会計補正予算(第1号)	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第15	議案第124号	財産の無償貸付について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第16	議案第125号	あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第17	議案第126号	準用河川の変更について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第18	認定第1号	平成17年度長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合歳入歳出決算の認定について	総務文教常任委員長報告・認定 本会議・認定

日程第19	認定第2号	平成17年度苓崎市水道事業会計決算認定について	産業建設常任委員長報告・認定 本会議・認定
日程第20	発議第4号	苓崎市水道水源保護条例の制定について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第21	陳情第5号	高齢者へのタクシー料金割引券交付に関する陳情	総務文教常任委員長報告・不採択 本会議・不採択
日程第22	陳情第6号	地方交付税制度の財源保障機能を堅持し、充実させる陳情	総務文教常任委員長報告・不採択 本会議・不採択
日程第23	陳情第7号	じん肺根絶を国に求める意見書の提出に関する陳情	厚生常任委員長報告・採択 本会議・採択
日程第24	要請第2号	「道路特定財源の堅持に関する意見書」採択のお願い	産業建設常任委員長報告・採択 本会議・採択
日程第25	議案第127号	苓崎市奨学金貸与条例の一部改正について	議案説明・質疑・委員会付託省略 討論・採決 本会議・可決
日程第26	議案第128号	平成18年度苓崎市一般会計補正予算(第4号)	議案説明・質疑・委員会付託省略 討論・採決 本会議・可決
日程第27	発議第5号	じん肺根絶を求める意見書の提出について	提出者説明・質疑・委員会付託省略 討論・採決 本会議・可決
日程第28	発議第6号	道路特定財源制度の堅持に関する意見書の提出について	提出者説明・質疑・委員会付託省略 討論・採決 本会議・可決
日程第29	発議第7号	「飲酒運転追放」宣言に関する決議について	提出者説明・質疑・委員会付託省略 討論・採決 本会議・可決
日程第30		委員会の閉会中の継続審査及び継続調査の件	申し出のとおり 決定
日程第31		議員派遣の件	原案のとおり 決定

本日の会議に付した事件

(議事日程第5号に同じ)

出席議員(26名)

1番 音嶋 正吾君	2番 町田 光浩君
3番 小金丸益明君	4番 深見 義輝君
5番 坂本 拓史君	6番 町田 正一君
7番 今西 菊乃君	8番 市山 和幸君
9番 田原 輝男君	10番 豊坂 敏文君
11番 坂口健好志君	12番 中村出征雄君
13番 鷓瀬 和博君	14番 中田 恭一君
15番 馬場 忠裕君	16番 久間 進君

17番 大久保洪昭君	18番 久間 初子君
19番 倉元 強弘君	20番 瀬戸口和幸君
21番 市山 繁君	22番 近藤 団一君
23番 牧永 護君	24番 赤木 英機君
25番 小園 寛昭君	26番 深見 忠生君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 川富兵右エ門君	事務局次長 山川 英敏君
事務局係長 瀬口 卓也君	事務局書記 松永 隆次君

説明のため出席した者の職氏名

市長	長田 徹君	助役	澤木 満義君
収入役	布川 昌敏君	教育長	須藤 正人君
総務部長	松本 陽治君	市民生活部長	山本 善勝君
産業経済部長	喜多 丈美君	建設部長	中原 康壽君
消防本部消防長	山川 明君	郷ノ浦支所長	鳥巢 修君
勝本支所長	米本 実君	芦辺支所長	山口浩太郎君
石田支所長	瀬戸口幸孝君	教育次長	久田 昭生君
病院管理部長	山内 義夫君	総務課長	堤 賢治君
財政課長	久田 賢一君		

午前10時00分開議

議長（深見 忠生君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は26名であり、定足数に達しております。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

・

日程第1．議案第110号～日程第24．要請第2号

議長（深見 忠生君） これより、議案審議を行います。日程第1、議案第110号吉岐市附属

機関設置条例の一部改正についてから日程第24、要請第2号「道路特定財源制度の堅持に関する意見書」採択の願いまで24件を一括議題とします。

本案については、各委員会へ審査を付託しておりましたので、その審査結果について各委員長から報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長、お願いいたします。
14番、中田総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長（中田 恭一君） 登壇〕

総務文教常任委員長（中田 恭一君） 委員会の審査の報告を行いたいと思います。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告をいたします。議案番号、件名、審査の結果の順に報告をいたします。

議案第110号吉岐市附属機関設置条例の一部改正について、原案可決、議案第111号吉岐市土地開発基金条例の一部改正について、原案可決、議案第124号財産の無償貸付について、原案可決。

引き続き委員会の審査の報告を行いたいと思います。

認定第1号平成17年度長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合歳入歳出決算の認定について、本委員会に付託された認定第1号平成17年度長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合歳入歳出決算は審査の結果、認定すべきものと決定したので、会議規則第103条の規定により報告をいたします。

もう一件、委員会審査報告書、本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第138条の規定により報告をいたします。

受理番号、陳情第5号、付託年月日、平成18年6月14日、件名、高齢者へのタクシー料金割引券交付に関する陳情については、審査の結果、不採択とすべきものとしました。委員会の意見はなしです。

受理番号、陳情第6号、付託年月日、平成18年9月13日、件名、地方交付税制度の財源保障機能を堅持し、充実させる陳情については、審査の結果、不採択とすべきものといたしました。

以上です。

〔総務文教常任委員長（中田 恭一君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） 次に、厚生常任委員長の報告を求めます。厚生常任委員長、お願いします。22番、近藤厚生常任委員長。

〔厚生常任委員長（近藤 団一君） 登壇〕

厚生常任委員長（近藤 団一君） 厚生委員会の審査報告を行います。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第103条の規

定により報告いたします。

議案第112号吉岐市国民健康保険条例の一部改正について、原案可決、議案第114号平成18年度吉岐市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)、原案可決、議案第115号平成18年度吉岐市老人保健特別会計補正予算(第1号)、原案可決、議案第116号平成18年度吉岐市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)、原案可決、議案第119号平成18年度吉岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算(第1号)、原案可決、議案第123号平成18年度吉岐市病院事業会計補正予算(第1号)、原案可決であります。

意見として、議案第114号平成18年度吉岐市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)及び議案第115号平成18年度吉岐市老人保健特別会計補正予算(第1号)において、電算システム改修委託料が計上されているが、これらは法律改正に伴うプログラムの修正に係る費用である。全国一斉に法改正に伴う電算システムの修正を行うのであるから、他の自治体と積算根拠や金額等について早急に比較調査を行い、改善されたい。

なお、審査の付託を受けていました認定第3号平成17年度吉岐市病院事業会計決算認定については、さらに慎重な審査が必要と思われるため、閉会中審査の申し出をしておりますので、御了承願います。10月12日、13日の2日間、審査を行うよう計画しています。

次に、本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第138条の規定により報告いたします。

受理番号、陳情第7号、付託年月日が平成18年9月13日、件名がじん肺根絶を国に求める意見書の提出に関する陳情、審査の結果は採択すべきもの、委員会の意見はなし、措置は意見書提出、以上であります。

次に、審査における主な質疑、答弁、意見について報告をいたします。

議案第112号吉岐市国民健康保険条例の一部改正については、今回の改正で出産一時金が35万円に引き上げられるが、一般的な出産費用は初産の場合、7日間の入院で27万円程度必要である。一時金の支払い方法は、今口座払い及び窓口払いとなっているが、病院に直接支払って残りを本人に支払うようにできないかの質疑に対しては、基本的に申請者に対し支払うようになっているが、福岡市では既の実施されており、前向きに検討したい。また、高額医療費については、平成17年7月より既に病院に直接支払っているとのことであります。

議案第119号平成18年度吉岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算(第1号)では、火災訓練を行ったが、職員に連絡が行きわたるのに30分以上要した。島内どこにいても一斉に連絡が取れる方法を検討中ということでありました。

長崎県内においても施設の火災が発生し、入所者が犠牲になる例もあったことから、早急な対策を望みます。

議案第123号平成18年度壱岐市病院事業会計補正予算(第1号)で、病院の管理運営に対する質疑で、月に1回程度、院長、副院長、看護師長等の20名のメンバーで病院運営会議を開催し、問題点の改善策が話し合われているとのことでありました。

旧公立病院の解体に対する質疑では、現在周辺の家屋調査を行っており、調査が終了次第、入札を行い、解体作業に入り、5カ月程度かかるとのことでした。

その他、未納金対策等、多くの質疑がありましたが、決算審査と重複する点もありますので、決算審査の折、報告したいと思います。

以上で報告を終わります。

〔厚生常任委員長(近藤 団一君) 降壇〕

議長(深見 忠生君) 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長、お願いします。24番、赤木産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長(赤木 英機君) 登壇〕

産業建設常任委員長(赤木 英機君) 産業建設委員会の報告をいたします。

本委員会壱岐市付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

議案第117号平成18年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)、原案可決、議案第118号平成18年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算(第2号)、原案可決、議案第120号平成18年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算(第1号)、原案可決、議案第121号平成18年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算(第1号)、原案可決、議案第122号平成18年度壱岐市水道事業会計補正予算(第2号)、原案可決、議案第125号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について、原案可決、議案第126号準用河川の変更について、原案可決、発議第4号壱岐市水道水源保護条例の制定について、原案可決。

続きまして、当委員会に付託された審査の報告をいたします。

認定第2号平成17年度壱岐市水道事業会計決算認定について、本委員会に付託された認定第2号平成17年度壱岐市水道事業会計決算は、審査の結果、認定すべきものと決定したので、会議規則第103条の規定により報告いたします。

続きまして、今委員会に付託された要請を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第136条の規定により報告します。

受理番号、要請第2号、18年9月13日でございます。「道路特定財源制度の堅持に関する意見書」採択のお願い、審査の結果、採択すべきもの、委員会の意見はございません。措置といたしまして、意見書の提出をいたしております。

以上でございます。

〔産業建設常任委員長（赤木 英機君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。予算特別委員長、お願いします。13番、鵜瀬予算特別委員長。

〔予算特別委員長（鵜瀬 和博君） 登壇〕

予算特別委員長（鵜瀬 和博君） 予算特別委員会の審査結果を御報告いたします。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告いたします。

議案第113号平成18年度吉野市一般会計補正予算（第3号）、原案可決。

以上です。

〔予算特別委員長（鵜瀬 和博君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） これから、各委員長の報告に対する質疑を行います。

日程第1、議案第110号吉野市附属機関設置条例の一部改正についてから、日程第24、要請第2号「道路特定財源制度の堅持に関する意見書」採択のお願いまで24件に対し、一括して各委員長の報告に対する質疑を行います。

なお、ここで申し上げておきますが、各委員長の報告に対する質疑は審査の経過と結果であり、議案内容について提出者に質疑することはできませんので、参考までに申し上げておきます。質疑ありませんか。6番、町田正一議員。

議員（6番 町田 正一君） 総務文教常任委員長に質問ですが、陳情第6号地方交付税制度の財源保障機能を堅持し、充実させる陳情、私は読んでもごく当然のことであると、地方交付税がどんどん国から今後、削減の方向を出されて、それを堅持させる方向の陳情書は、提出するのが当然だと考えますが、どういう審議方においてこれが不採択になったのか、お伺いしたいと思います。

議長（深見 忠生君） 14番、中田総務委員長。

総務文教常任委員長（中田 恭一君） お答えをいたしたいと思いますが、正直言いまして何も意見は出ておりません。意見もなく起立で採択をいたしました。起立少数で不採択になりました。

議長（深見 忠生君） 町田委員、いいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 質疑がないようですので、日程第1、議案第110号から日程第24、要請第2号まで24件の各委員長の報告に対する質疑を終わります。

これから、討論、採決を行います。

日程第1、議案第110号吉野市附属機関設置条例の一部改正について討論を行います。討論

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第110号壱岐市附属機関設置条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第2、議案第111号壱岐市土地開発基金条例の一部改正について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第111号壱岐市土地開発基金条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第112号壱岐市国民健康保険条例の一部改正について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第112号壱岐市国民健康保険条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第113号平成18年度壱岐市一般会計補正予算（第3号）の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第113号平成18年度壱岐市一般会計補正予算（第3号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第114号平成18年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第

2号)の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(深見 忠生君) 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長(深見 忠生君) 起立多数です。したがって、議案第114号平成18年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第115号平成18年度壱岐市老人保健特別会計補正予算(第1号)の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(深見 忠生君) 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長(深見 忠生君) 起立多数です。したがって、議案第115号平成18年度壱岐市老人保健特別会計補正予算(第1号)は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第116号平成18年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(深見 忠生君) 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長(深見 忠生君) 起立多数です。したがって、議案第116号平成18年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第117号平成18年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(深見 忠生君) 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長(深見 忠生君) 起立多数です。したがって、議案第117号平成18年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第118号平成18年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算(第2号)

の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第118号平成18年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第119号平成18年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第119号平成18年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第120号平成18年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第120号平成18年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第121号平成18年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第121号平成18年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第122号平成18年度壱岐市水道事業会計補正予算（第2号）の討

論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第122号平成18年度壱岐市水道事業会計補正予算（第2号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第123号平成18年度壱岐市病院事業会計補正予算（第1号）の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第123号平成18年度壱岐市病院事業会計補正予算（第1号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第15、議案第124号財産の無償貸付について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第124号財産の無償貸付については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第16、議案第125号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第125号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第17、議案第126号準用河川の変更について討論を行います。討論ありません

か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第126号準用河川の変更については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第18、認定第1号平成17年度長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。この決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、認定第1号平成17年度長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第19、認定第2号壱岐市水道事業会計決算認定について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、認定第2号壱岐市水道事業会計決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時31分休憩

.....
午前10時39分再開

議長（深見 忠生君） 再開します。

次に、日程第20、発議第4号壱岐市水道水源保護条例の制定について討論を行います。討論

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、発議第4号壱岐市水道水源保護条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第21、陳情第5号高齢者へのタクシー料金割引券交付に関する陳情の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。

本案に対する委員長の報告は不採択です。陳情第5号は採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立少数です。したがって、陳情第5号高齢者へのタクシー料金割引券交付に関する陳情は不採択とすることに決定されました。

次に、日程第22、陳情第6号地方交付税制度の財源保障機能を堅持し、充実させる陳情の討論を行います。討論ありませんか。6番、町田正一議員。

〔6番議員（町田 正一君） 登壇〕

議員（6番 町田 正一君） 地方交付税制度の財源保障機能を堅持し、充実させる陳情書、非常に文面は1ページにわたってますが、要約すれば、国の借金を地方交付税の削減という形で強引に押しつけるのは反対であると、地方交付税制度の地方交付金の額については、地方の代表者を入れて地方交付税の額を堅持するように求める陳情書であります。

確かに国は自分たちの借金のつけ払いを地方に今、求めてきております。総務文教委員会では、本陳情書を不採択というふうにしておりますが、私はこの陳情書はその中身から考えても、地方自治体、壱岐市議会としても当然、採択してしかるべきであると考えます。

以上であります。

〔6番議員（町田 正一君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。陳情第6号は採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立少数です。したがって、陳情第6号地方交付税制度の財源保障機能を堅持し、充実させる陳情は不採択とすることに決定されました。

次に、日程第23、陳情第7号じん肺根絶を国に求める意見書の提出に関する陳情の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。陳情第7号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、陳情第7号じん肺根絶を国に求める意見書の提出に関する陳情は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、日程第24、要請第2号「道路特定財源制度の堅持に関する意見書」採択のお願いの討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。

この要請に対する委員長の報告は採択です。要請第2号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、要請第2号「道路特定財源制度の堅持に関する意見書」採択のお願いは、委員長の報告のとおり採択することに決定されました。

日程第25．議案第127号～日程第26．議案第128号

議長（深見 忠生君） 次に、日程第25、議案第127号壱岐市奨学金貸与条例の一部改正について、及び日程第26、議案第128号平成18年度壱岐市一般会計補正予算（第4号）の本日、送付されました2件を議題とします。

ただいま上程しました議案について、提案理由の説明を求めます。長田市長。

〔市長（長田 徹君） 登壇〕

市長（長田 徹君） 提案理由につきましては、担当課長より説明をしますので、よろしくお願い申し上げます。

〔市長（長田 徹君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） 久田教育次長。

〔教育次長（久田 昭生君） 登壇〕

教育次長（久田 昭生君） 議案第127号壱岐市奨学金貸与条例の一部改正について御説明を申し上げます。

提案理由につきましては記載のとおりでございますが、壱岐市奨学金の貸与につきましては、これまで4年生大学のみを対象としておりましたが、この範囲を広げ、さらなる有能な人材を育成することを目的として改正するものでございます。

それでは、改正の内容でございますが、貸与の範囲を現行の大学に加えまして、高等学校、高等専門学校、短大、専修学校まで広げますとともに、貸付人員につきましても、高校で毎年10人以内、高等専門学校、短大、専修学校で毎年10人以内、大学で毎年10人以内といたしております。

また、貸付月額につきましては、高校では1人1万円以内とし、ほか高等専門学校、短大、専修学校、大学では1人3万7,000円以内といたしております。

以上が主な改正点でございますが、このほか、範囲の拡大並びに日本育英会が行っておりました奨学金事業が独立法人日本学生支援機構に継承されましたことによります文言等の改正を行っております。

また、施行期日は10月1日といたしております。

以上で説明を終わりますが、改正条文等につきましては、新旧対照表を添付をいたしておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

〔教育次長（久田 昭生君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） 久田財政課長。

〔財政課長（久田 賢一君） 登壇〕

財政課長（久田 賢一君） 議案第128号平成18年度壱岐市一般会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

第1条歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出1,996万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を223億7,824万円とします。

次に8ページをお開き願います。2の歳入でございます。15款の県支出金の青少年劇場開催事業費補助金の減額は補助内示によるものでございます。

19款繰越金は今回の補正財源として2,012万円を追加をいたしております。

次のページをお開き願います。3の歳出でございますが、今回補正額は1,996万1,000円

となっておりますが、減額の箇所がございますので、今回緊急雇用の対策費といたしましては、全体で3,912万1,000円となっております。

1 款の議会費以降の減額の箇所につきましては、入札による執行残、及び経費の節減により補正財源として減額をいたしております。

4 款の衛生費でございます。清掃総務費で1,000万円追加をいたしておりますが、不法投棄物の清掃撤去費用として1,000万円追加をいたしております。内容につきましては、賃金、需用費、それから使用料等でございます。

次のページをお開き願います。6 款の3 目、農業振興費の200万円でございますが、園芸施設整備事業費の補助金の追加で、内容といたしましては、多目的ハウスの設置補助金で20棟分を計上いたしております。

4 目畜産業費の843万8,000円は、地域肉用牛増頭対策事業の補助金で15戸分を追加をいたしております。

5 目の農地費の400万円は、農道耕作道、農地海岸の維持補修費を計上いたしております、内訳は賃金、需用費等でございます。

6 款3 項2 目の水産業振興費の900万円でございますが、新規就業促進事業の謝礼金として計上いたしております。

7 目商工費の7 節の賃金でございますが、商業、観光施設の整備等の賃金でございます。

1 9 節では商工会の弁護士相談開設の補助金として120万円を計上しております。

それから、10 款の教育費でございますが、今回の条例改正に伴いまして、積立金を追加をいたしております、大学、短大で20名分、高校で10名分を追加をいたしております。

以上でございます。

〔財政課長（久田 賢一君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） 長田市長。

市長（長田 徹君） 今回の補正は緊急雇用対策ということで提示しておりますので、御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

議長（深見 忠生君） 説明が終わりましたので、議案の調査、研究のためしばらく休憩をいたします。暫時休憩をいたします。再開を11時5分といたします。

午前10時53分休憩

.....
午前11時05分再開

議長（深見 忠生君） 再開します。

これから、議案第127号吉崎市奨学金貸与条例の一部改正について質疑を行います。質疑ありませんか。6番、町田正一議員。

議員（6番 町田 正一君） 運用面でちょっと一つ質問があるんですが、この前質問をしたように、今吉崎市の奨学金の申し込み期間が5月からとなっておりますが、それについて運用面でどういった方向にするのか、この前教育長は運用面についての見直しも言われましたけども、今回は雇用対策というか、吉崎市が会社が倒産して、子弟に対する教育費の負担なんかはやっぱり失業した人にとっては一番問題だと思うんで、その面についてはこうやって奨学金条例を素早く改正されて対応されるということは、非常に意味のあることだと、私は思いますけれども、運用面についてどういったこう臨機応変な措置をとられる考えがあるのかどうか、その点だけちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（深見 忠生君） 久田教育次長。

教育次長（久田 昭生君） お答えいたします。

確かに、これまで16年度、17年度につきましては、7月、8月の申し込み、公募をいたしておりました。今年度につきましては、5月ということで公募をいたしたわけでございますけれども、そういうようなもっと早くならないかという要望もあっておりますので、19年度につきましては、できますれば3月、その辺で検討いたしたい、3月から4月にかけて募集をかけたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（深見 忠生君） 6番、町田議員。

議員（6番 町田 正一君） 3月から募集していただくのは、それは当たり前のことだと思うんですけど、私がお聞きしているのは、今回、例えば吉崎も大手の企業が倒産したりして、子弟の教育費なんかが、現に、例えば高校とか大学なんかに行かれている人は、まず自分の子弟の教育費のことが一番やっぱり考えられると思うんですよ。教育次長のこれは判断ではないかと思うんですが、市長は今回のこの奨学金の貸与条例、せっかく改正されたんで、運用面で、例えば今度、離職者に対してその緊急にこういった形で広く市民に、マスコミ等も来ておられるんで、広く市民にこういった形でやるからということで、離職者を優先して、例えば10月1日から条例が変わるのであれば、もう緊急的にそれをやられる気持ちがおありになるのかどうか、その点をちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（深見 忠生君） 長田市長。

市長（長田 徹君） 前回の質問でもお答えいたしましたが、失業されて、やはり子供さんの教育関係で奨学金の問題ということで、今回、補正を、また条例改正をさせていただいているわけでございます。

運用は10月1日からということで、しておりますので、ぜひそういう面を皆様方に御理解を
いただいて、そして本当に非常に雇用問題が厳しい状況でございますので、その一助になればと、
このように思っているところでございます。

以上であります。

議長（深見 忠生君） 6番、町田議員。

議員（6番 町田 正一君） 市長、答弁が非常にわかりにくいんですよ。要するに10月1日
から市長の気持ちとしては失業した人の子弟に対しての募集をやるということで考えてよろしい
んですか、それをちょっとはつきり答弁していただけますか。

議長（深見 忠生君） 長田市長。

市長（長田 徹君） 当然、10月1日からやるということで、この条例にも書いておるよう
にしておりますので、もちろんそういうことでございます。

議長（深見 忠生君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） ほかに質疑がないようですので、議案第127号についての質疑を終わ
ります。

次に、議案第128号平成18年度吉野市一般会計補正予算（第4号）の質疑を行います。質
疑ありませんか。22番、近藤議員。

議員（22番 近藤 団一君） 11ページ、4款衛生費の中の賃金、不法投棄の一斉除去とい
うふうに説明を受けましたけども、どういうふうに進めていくのか、また箇所の把握等はどうい
うふうにされるのかをお聞きをいたします。

それと、13ページ、地域肉用牛増頭、以前からのものがずっときているのか、それが新しく
また申請があったのか、その辺をお聞きをいたします。

以上、2点です。

議長（深見 忠生君） 山本市民生活部長。

市民生活部長（山本 善勝君） 近藤議員の御質問にお答えいたします。

この賃金の件でございますが、今のところ緊急雇用ということで、ぼい捨ての空き缶、それか
ら不法投棄をした場所等を、一応市内で8班に編成をいたしまして調査をし、そしてその後、回
収等を行うということで、一応計画をいたしております。

議長（深見 忠生君） 喜多産業経済部長。

産業経済部長（喜多 丈美君） 近藤議員の質問にお答えをいたします。

これにつきましては、離職をされた方が新規に初めようとされる部分、あるいは増築をして増
頭をしようとする部分に対応をしたいというふうに思っております。

規模的には5頭規模程度までというふうに考えておりますので、国、県の補助にならない部分で、それと急に大きくしますと、後のつけも大きくなりますので、まず半年間ですから、練習の意味で小さい牛舎という考え方をっております。

以上です。

議長（深見 忠生君） 22番、近藤議員。

議員（22番 近藤 団一君） 牛の件はわかりました。

ごみの件ですけど、8班に分けてということでありましたけど、行き当たりばったりですよ、その調査するよりは、例えば、各公民館に回覧なり回して、例えば、どこかあればピックアップするとか、そういう方法の方が人件費も少なくて済むような気がいたしますが、その辺はいかがでしょうか。

議長（深見 忠生君） 山本市民生活部長。

市民生活部長（山本 善勝君） 近藤議員さんの言われたことは最もだと思います。とりあえず緊急雇用ということで、こういう予算の組み方をいたしましたけど予算はもう効率的に執行したいと思っておりますので、内部で検討したいと思っております。

議長（深見 忠生君） ほかに、10番、豊坂敏文議員。

議員（10番 豊坂 敏文君） 9ページの繰越金の関係ですが、前年度繰越金が現計で4億7,493万5,000円、実際に17年度の繰越金の額を教示願いたいと思っております。

それから、11ページ質問がありましたので省きます。

13ページ、6款の報奨費の関係ですが、新規就業者ということですが、謝礼金の内容とそれから積算基礎、それから15ページに中学校費のOA機器の借上料が800万円減額をされておりますが、これ何校分でその入札の結果と思っておりますけども、何校分でこういう結果が出たか教示願います。

以上です。

議長（深見 忠生君） 久田財政課長。

財政課長（久田 賢一君） 豊坂議員の質問にお答えいたします。

平成17年度の繰越金の額は5億3,765万2,000円でございます。

以上でございます。

議長（深見 忠生君） 喜多産業経済部長。

産業経済部長（喜多 丈美君） 豊坂議員の質問にお答えをいたします。

6款3項の謝礼金でございますが、大体今回の失業を見込まれる中で、各漁港に問い合わせをしましたところ、約、漁業出身者が約10名程度把握ができました。ですから、10月1日から施行するといいたしましたときに180日あるわけですが、しけ、あるいはお正月等がございます

ので、約2分の1が出漁できるだろうということで、1人当たり90日の10人分の単価1万円、ですから、これは船頭さんに払う分です。就業者には勉強ですから支給はいたしません。あくまでも教育をしていただく人に払うということで謝礼金といたしております。

以上でございます。

議長（深見 忠生君） 久田教育次長。

教育次長（久田 昭生君） 中学校費のOA機器の借上料の減でございますが、学校数としては中学校2校分でございます。ただ、これ1年間分予定をいたしておりましたが、契約期間が9月からとなりました関係上、今回これだけの減額ということになります。

議長（深見 忠生君） ほかにございませんか。14番、中田恭一議員。

議員（14番 中田 恭一君） 今回の補正はほとんど緊急雇用対策ということで聞いておりますが、先ほど来から商工費にしる農業費にしるあるんですけども、例えば、商工費のこの労務雇入れと農林の方だったですかね、農業費の農道の整備ということで何人が雇入れをされるようになっておりますが、これ実際に雇い入れる方々のその範囲というか、どういう方々をどういふふうな雇い方をして賃金を払っていくのか。

先ほど、市民生活部長の方から8班に分けてとかいうことがありましたけれども、雇う人の対象は条件か何かつくんですかね。その離職者に限りということになるんですかね。

議長（深見 忠生君） 喜多産業経済部長。

産業経済部長（喜多 丈美君） 産業経済部の考え方といたしましては、まずハローワークに登録をされている離職者を中心に雇用をいたしまして、そして救農土木方式でやりたいというふうに思ってます。

ですから、雇用をした人に班長の責任を持ってもらって作業の現場、その他の指示をしていただくということで考えております。

以上です。

議長（深見 忠生君） 山本市民生活部長。

市民生活部長（山本 善勝君） 中田議員の御質問にお答えします。

雇用の対応でございますが、産経部長が申し上げましたように、私たちの方も壱岐の職業安定所のハローワーク等に相談事業があつておると思いますので、そこに一応私たちも出向いていって、その雇用状況を把握して、それから対応していきたいと思っております。

以上でございます。

議長（深見 忠生君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 質疑はないようですので、議案第128号についての質疑を終わります。

お諮りします。議案第127号壱岐市奨学金貸与条例の一部改正について、及び議案第128号平成18年度壱岐市一般会計補正予算(第4号)の2件については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(深見 忠生君) 異議なしと認めます。したがって、議案第127号及び議案第128号の2件については、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから、議案第127号壱岐市奨学金貸与条例の一部改正について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(深見 忠生君) 討論がないようですので、討論を終わり採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長(深見 忠生君) 起立多数です。したがって、議案第127号壱岐市奨学金貸与条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第128号平成18年度壱岐市一般会計補正予算(第4号)の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(深見 忠生君) 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長(深見 忠生君) 起立多数です。したがって、議案第128号平成18年度壱岐市一般会計補正予算(第4号)は原案のとおり可決されました。

日程第27. 発議第5号

議長(深見 忠生君) 次に、日程第27、発議第5号じん肺根絶を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出議員の趣旨説明を求めます。6番、町田正一議員、お願いします。

〔提出者(町田 正一君) 登壇〕

議員(6番 町田 正一君) 発議第5号じん肺根絶を求める意見書の提出について、提案理由の説明をいたします。

この提案は陳情第7号じん肺根絶を国に求める意見書の提出に関する陳情、採択に基づき、瀬戸口議員、市山議員の賛同をもって会議規則第14条の規定により意見書提出の提案をするもの

であります。

じん肺根絶を求める意見書、じん肺は人類社会において最古にして最大の職業病であり、現在日本において被害者が最も多く発生している職業病であります。肺に吸入された粉塵による病変は次第に進行し、肺機能を低下させるとともに、気管支炎や気胸、結核、肺がん等、多くの合併症を引き起こします。

また、アスベスト被爆者のじん肺も大きな社会問題になり、政府自治体、企業もその対策に追われました。

じん肺そのものの治療法はなく、死にいたることからも罹患者とその家族を苦しめる悲惨な病気であります。

アスベスト被害者に多発する中皮腫は発症後、短期間で死にいたる恐ろしい病気として日本列島を震撼させました。じん肺発生の職場は金属鉱山、炭鉱、造船、トンネル、建設産業などの作業現場であり、いずれも日本経済の高度成長に貢献した基幹産業の職場であります。

また、アスベストは加工しやすく便利な素材として、国民生活のいたるところで使用されてきました。現在、日本社会においてじん肺は経済成長の負の遺産と言えます。

じん肺予防を目的にしたじん肺法制定後、46年になろうとしている今日、なお年間1,000人余のじん肺重症患者が発生している現実にあります。

政府関係機関はそれら産業に発生しているじん肺問題の解決のためにじん肺加害企業、業界に対する適切な指導を含む対策を講じられるよう要望いたします。

同時に、早期に確実にじん肺を根絶するために粉塵測定義務づけと暴露時間の制限を盛り込んだ法改正を含む諸対策を実施することを要請するものであります。

また、本年7月に東京地裁、熊本地裁での国の規制権限不行使としたトンネルじん肺訴訟の判断に従い、じん肺防止策を講じていただくことも要請いたします。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

提出先は内閣総理大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、総務大臣、環境大臣の以上6件であります。

以上であります。

〔提出者（町田 正一君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） これから、発議第5号の質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 質疑がないようですので、発議第5号の質疑を終わります。

お諮りします。発議第5号は会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、発議第5号は委員会の付託を省略することに決定されました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、発議第5号じん肺根絶を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

・ ・

日程第28・発議第6号

議長（深見 忠生君） 次に、日程第28、発議第6号道路特定財源制度の堅持に関する意見書の提出についてを議題とします。

提出議員の趣旨説明を求めます。24番、赤木英機議員、お願いします。

〔提出者（赤木 英機君） 登壇〕

議員（24番 赤木 英機君） 発議第6号、提出者、赤木英機、賛成者、深見義輝、大久保洪昭、両議員でございます。

道路特定財源制度の堅持に関する意見書の提出について、上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

道路特定財源制度の堅持に関する意見書（案）でございます。道路は国民生活や経済、社会活動を支える最も基礎的な施設であり、高齢化、少子化が進んでいる状況において、活力ある地域づくりの推進、環境問題への対応、国土の保全に努めるため、道路整備はより一層重要であり、その整備は全国民が等しく熱望するところであります。

吉岐市は平成16年3月に吉岐島の4町が合併し、新市として地方の発展と責任ある地方行政の推進に努力しておりますが、合併後の効率的な道路網の整備が緊急の課題であり、経済情勢が厳しい状況において公共投資を着実に実施し、国民が真に必要とする社会資本を整備することにより、経済構造の改革を実現させることが必要であります。

ついては、次の事項において特段の配慮がなされるよう、強く要望する。

1、地方道路整備を重点的かつ計画的にするため、道路特定財源については受益者負担の原則に基づき、一般財源化や他に転用することなく、すべて国民の期待する道路整備を推進するために充てることと。

- 2、離島及び半島の振興を図るため、道路網の整備強化及び離島架橋の整備促進を図ること。
- 3、道路の補修や災害防除事業等の予算拡大を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づく意見を提出する、本日の提出でございます。

提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、環境大臣、行政改革担当大臣、以上でございます。

〔提出者（赤木 英機君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） これから、発議第6号の質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 質疑がないようですので、発議第6号の質疑を終わります。

お諮りします。発議第6号は会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、発議第6号は委員会の付託を省略することに決定されました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、発議第6号道路特定財源制度の堅持に関する意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第29・発議第7号

議長（深見 忠生君） 次に、日程第29、発議第7号飲酒運転追放宣言に関する決議についてを議題とします。

提出議員の趣旨説明を求めます。25番、小園寛昭議員、お願いします。

〔提出者（小園 寛昭君） 登壇〕

議員（25番 小園 寛昭君） 発議第7号について御提案申し上げます。提出者、賛成者は記載のとおりでございます。

飲酒運転追放宣言に関する決議について、飲酒運転につきましては、社会的罪悪ということはわかっておりながら、昨今は特に公務員の飲酒運転による事故が連鎖的に発生をしているということでございまして、飲酒運転による事故の結果は被害者はもとより加害者の家族についても悲

惨な結果を生むということでございます。

したがって、そういう状況を鑑みまして、壱岐市議会においても飲酒運転の撲滅、追放について宣言をするということでございます。

別紙のとおり、会議規則の規定により提出を申し上げます。

読み上げます。飲酒運転追放宣言に関する決議（案）、秩序ある交通社会の構築はドライバーのみならず市民すべてに課された責務である。また昨今の交通事故の中でもとりわけ飲酒に起因する重大事故の多発は憂慮すべき事態である。特に、福岡市で発生した飲酒運転による悲惨な交通事故発生から毎日のように飲酒運転による交通事故の報道がなされております。

また、本市における飲酒運転の状況は平成17年中、検挙43件、うち事故15件、平成18年9月14日現在、検挙33件、うち事故10件という実態であるが、軽微な飲酒による酒気帯び運転については、潜在的かつ日常的に多発していることも否定できない。このような現状に鑑み、重大事故に直結する飲酒運転を未然に防ぎ、市民を交通事故から守ることは我々の責務の一たんであり、緊急かつ重大な課題であると認識する。

よって、ここに飲酒運転の排除、撲滅、永久追放を掲げ、安全で安心して暮らせる交通社会を確立するため、市民一丸となって諸施策を強力に実践するとともに、次の飲酒運転追放絶対4原則を全市民で推進していくことを誓い、ここに宣言する。

絶対4原則、1、運転するなら絶対酒を飲まない、2、酒を飲んだら絶対運転しない、3、運転する人には絶対酒を進めない、4、酒を飲んだ人には絶対運転をさせない、以上、決議する。
平成18年9月22日、長崎県壱岐市議会。

以上でございます。

〔提出者（小園 寛昭君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） これから、発議第7号の質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 質疑がないようですので、発議第7号の質疑を終わります。

お諮りします。発議第7号は会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、発議第7号は委員会の付託を省略することに決定されました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。本案は原案のと

おり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、発議第7号飲酒運転追放宣言に関する決議については、原案のとおり可決されました。

． ．

日程第30．委員会の閉会中の継続審査及び継続調査の件

議長（深見 忠生君） 次に、日程第30、委員会の閉会中の継続審査及び継続調査の件を議題とします。

議会運営委員長、総務文教常任委員長、厚生常任委員長、産業建設常任委員長から会議規則第104条の規定によって、お手元に配付のとおり、閉会中の継続審査及び継続調査の申し出があります。お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び継続調査とすることに決定しました。

． ．

日程第31．議員派遣の件

議長（深見 忠生君） 次に、日程第31、議員派遣の件を議題とします。

会議規則第159条の規定により、お手元に配付のとおり、関係議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は可決されました。

お諮りします。今期定例会において議決されました案件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定しました。

． ．

議長（深見 忠生君） 以上で、本日の日程は終了しました。ここで長田市長よりごあいさつの申し出がっておりますので、許します。長田市長。

〔市長（長田 徹君） 登壇〕

市長（長田 徹君） 定例会閉会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

福岡県での飲酒に起因する死亡事故に端を発しまして、飲酒運転撲滅の気運は全国に広がっているにもかかわらず、毎日のようにこの種の事故が報じられている、まことに残念なことでございます。

先ほど、本市議会でも飲酒運転追放宣言をなされ、この運動を全市民で推進していくことを強く誓われました。秋の交通安全運動が昨日の21日より30日までの10日間展開されておりますとき、まことに時期を得たことであると存じ、敬意を表するものでございます。

本市におきましても、職員の懲戒処分の指針を飲酒運転にあっては原則、免職とすることで見直すことにしており、厳正に対処してまいりたいと思っております。

また、市の職員にあっては、公務員としての自覚と決意を表するため、自主的に本日の朝、飲酒運転追放の宣言がなされたところであり、これからも職員一丸となって飲酒運転撲滅に取り組んでまいります。

本定例会では、15日間の会期日程で補正予算を初め、各議案を熱心に審議していただきましたことに対しまして、厚くお礼を申し上げます。

なお、市内の雇用環境は大変厳しいものがあります。今後も雇用の場の確保のために企業誘致などに最大限の努力を図ってまいり所存でございます。

以上、閉会にあたってのごあいさつをさせていただきます。

〔市長（長田 徹君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） これをもちまして、平成18年第3回吉岐市議会定例会を閉会いたします。大変皆さんお疲れでございました。

午前11時39分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

平成 年 月 日

議 長 深見 忠生

署名議員 市山 繁

署名議員 近藤 団一